

4. 用語説明

あ行

● 育児休業制度

労働者が働き続けながら、子どもを育てやすい環境をつくるため、平成4年4月1日から「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行され、1歳未満の子を養育する男女労働者は育児休業を取ることができるようになりました。

これにより事業主は、要件を満たした労働者の育児休業を拒むことはできなくなりました。

● 一時的保育

児童福祉法第24条の保育所入所措置要件を満たさない一時的又は非定型的（例：週3日断続的）保育に欠ける就学前児童を保育することです。

● 院内保育施設

看護婦の離職防止及び在家庭者の再就職を促進するため、病院内に設けられた保育施設です。

● 延長保育

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育所の保育時間延長の需要に対応するため、従来の延長保育補助制度を見直し、平成6年度から導入された国の補助事業です。

事業を実施する保育所に対象児童が6人以上いることが要件となっています。

● NPO

NPOとは、Non-Profit Organizationの略称で、直訳すると、非・営利・組織（団体）という意味になります。ここでいう「営利」とは構成員への利益の分配を意味しますから、言い換えると、NPOは利益分配しない組織（団体）のことです。

●介護休業制度

職業生活と家庭生活の両立支援することを目的とする「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業制度となっています。

●家庭相談員

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童の福祉の向上を図るために相談・指導・援助を行います。

●合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。

この数値が、概ね2.08を下回ると、将来、人口が減少する可能性があります。

●国勢調査

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別されています。

●子ども

児童福祉法における児童（子ども）の定義は満18歳に満たない者をいいますが、障害のある児童のための支援策によっては20歳に満たない障害者も対象となることから、行動計画における子どもには、20歳に満たない障害者も含めています。

●事業所内保育施設

事業主などが子育てをしている従業員のために、事業所内に設けた認可外保育施設です。

なお、一定の要件を満たしている施設に対しては、厚生労働省又は（財）こども未来財団から必要経費の一部が助成されています。

●児童福祉週間

児童福祉の向上を図るため、昭和22年以来、毎年5月5日からの一週間を「児童福祉週間」と定め、国・北海道はもとより地域社会などが一体となり、各種啓発活動を展開しています。

●児童の権利に関する条約

平成元年11月20日第44回国際連合総会で採択され、日本では、平成6年4月22日批准書を国際連合事務総長に寄託し、同年5月22日に発行した条約です。

この条約は、18歳未満の子どもに大人と同じ市民的権利を与え、その権利行使を認めています。

●児童憲章

国民全体の責任ですべての子どもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようにという趣旨から生まれた憲章です。

この憲章は、子どもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務を位置付けています。（昭和44年5月5日制定）

●周産期

WHO（世界保健機構）の定義によれば、胎児が出産時1000gの体重に達した時期（妊婦満28週に相当）から生後満7日目（168時間）が終了した時点までをいいます。

●出生動向基本調査

出生動向基本調査は、他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実態と背景を、国立社会保障・人口問題研究所が調査し、関連諸施策ならびに将来人口推計に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

●主任児童委員

民生・児童委員のうち地区を担当する委員は、それぞれの担当地区で幅広い福祉活動に従事しているが、主任児童委員は、もっぱら児童問題を専門に、地区担当の委員と一体となって活動することを基本に、地域の子どもや子育て家庭の相談相手となったり、地区を担当する委員と児童福祉関係機関との連絡調整などを行います。

●住民基本台帳

住民基本台帳とは、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となる制度です。各市町村において、住民票を世帯ごとに編成して作成されています。

選挙人名簿の作成、国民健康保険や国民年金の被保険者としての資格の管理、学齢簿の作成など、市町村が行う各種行政サービスの基礎として、行政の合理化や住民の利便の増進に役立っています。

●障害児保育

障害児保育の対象となる児童は、3歳以上就学前までの障害児で、統合保育が可能であり、かつ、日々通所できる児童であることが条件です。

●少子化

少子化とは、出生率の低下により子どもの数が少なくなることです。

●少子高齢化

少子・高齢化とは、出生率の低下や平均寿命の伸長を原因として、人口に占める子供の割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。

登別市の人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合（高齢化率）は、平成15年10月1日時点で22.3%となっており、全国平均の19%を上回っています。

一般に少子・高齢化が進行すると、労働人口の減少、活力の低下、消費の停滞、社会保障における現役世代の負担増を招き、市町村においても保健・医療・福祉に係る財政需要の一層の増大が見込まれるとされています。

●人口動態統計

人口動態統計は国勢調査と並ぶ国の主要統計で、我が国の人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚など）の把握や人口、厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施されています。

●生産年齢人口

生産年齢人口とは、15～64歳までの年齢の人口のことです。

た行

●地域子育て支援センター

市町村が保育所などを指定し、地域の子育て家庭の育児不安を解消するための相談、子育て家庭の交流の場の提供や子育てサークルなどの育成・支援を行います。

●通級指導

各教科書の指導は、主として通常の学級で受けながら、障害の状況に応じた特別の指導を、特殊学級などの特別な指導の場で行う教育形態。

な行

●乳児保育

国の乳児保育の制度については、0歳児を対象とし、設備及び職員配置など適切な保育条件のもとで乳児保育を行います。

当市では、6か月以上1歳未満の乳児を対象としています。

は行

●ハイリスク妊産婦

重度の妊娠中毒症、心臓病などの母体疾患や低出生体重児の出生が予測される妊婦。

●バリアフリー化

高齢者・障害者などに対し、市街地における高齢者・障害者の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者・障害者などの利用に配慮した建築物の整備を図ることをいう。（例えば：道路の段差の解消、公共施設等のスロープ化）

●ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立を図るため、育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者が会員となって、地域において実施する育児に関する相互援助活動を支援する組織です。

●夫婦の完結出生児数

夫婦の完結出生児数は、結婚した夫婦が生涯に生む子供の数をいいます。

●フォロー児

発育・疾病等の経過を観察する必要がある乳幼児をいいます。

●フレックスタイム制

1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で入社退社時刻を自分で決定する勤務体制をいいます。

●放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童（主として小学校1年生～3年生）に対し、児童館、児童センターを活用するほか、保育所や学校の空き室、団地の集会室など身近な社会資源を利用し、放課後児童の育成・指導、遊びによる発達の助長などを図る仕組みです。

ら行

●療育

療育とは、医療的配慮のもとに行われる心身障害児の育成活動をいいます。